

2020年2月12日

株主および登録株式質権者各位

群馬県前橋市大友町一丁目5番地1
株式会社コシダカホールディングス
代表取締役社長 腰高 博

子会社株式の現物配当に関する基準日設定公告

当社は、2020年2月29日（土曜日）を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その保有する当社株式1株について当社子会社である株式会社カーブスホールディングスの株式1株の割合により現物配当（金銭以外の財産による配当）を受けることができる権利者と定めましたので公告いたします。

なお、基準日である2020年2月29日（土曜日）は、当社の株主名簿管理人の休業日であるため、実質的には2020年2月28日（金曜日）が基準日となります。

以 上